令和８年（フ）第３７９号
鹿児島市郡元２丁目７番25号　直江アパート202号
債務者　福　　愛里
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８５号
鹿児島市新屋敷町22番15号　新屋敷ハイツ203号、前住所鹿児島市新屋敷町26番９―905号
債務者　松田美知子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１０５号
沖縄県浦添市沢岻１丁目６番５―205号　第２新明マンション
債務者　古賀　剣勇
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４５号
北海道苫小牧市豊川町３丁目26番１号　ＴＭハイツ３　104号
債務者　佐々木貴昭
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市のぞみ町１丁目５番29号　グループホームつき、前住所北海道苫小牧市字糸井148番地の88　ノースパレス　105号
債務者　鈴木　洋一
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６７号
青森県五所川原市大字漆川字浅井３番地13
松島荘７号室
債務者　黒田　琴美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２９号
岩手県釜石市鵜住居町第５地割14番地13
債務者　一兜　大輝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３０号
岩手県釜石市上中島町４丁目６番26号　米城アパート　１Ｆ
債務者　遠藤　朋恵
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１２８号
宮城県大崎市三本木斉田字真岸44番地、従前の住所埼玉県久喜市鷲宮2360番地１　コスモスＢ105号室
債務者　髙橋　知里
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
金沢市涌波２丁目１番６号　ジャルダン涌波301号、従前の住所金沢市三口新町４丁目６番１号　セジュールM10・105号
債務者　髙木ゆりか
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５２号
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目281番地
債務者　アトリエまい縫夢こと日高真由美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４１号
福井市篠尾町第41号20番地１
債務者　榊原　弓子（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目３番10―101号
債務者　新田　都羽
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３５号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目37番地　サンライフ若草　301号
債務者　永山　久美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１９４号
神戸市西区糀台５丁目５番地の１　705号
債務者　加古友里菜
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
兵庫県明石市本町２丁目８番22号　ポコアポコ明石本町メゾン501号
債務者　平川　　一
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
鳥取県米子市米原１丁目14番３号　201号
債務者　元田　　樹
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部